

「西沖の山発電所（仮称）新設計画 環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）の届出・送付及び縦覧・説明会について

当社は、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、平成 27 年 11 月 10 日（火）に方法書を経済産業大臣に届け出るとともに、宇部市長、山陽小野田市長、山口県知事へ送付致しました。また、平成 27 年 11 月 11 日（水）より、方法書の縦覧を行うとともに、平成 27 年 11 月 25 日（水）に宇部市シルバーふれあいセンターにおいて、方法書の説明会を開催致します。

1. 方法書の縦覧

(1) 縦覧場所

- ・ 山口県宇部健康福祉センター（宇部環境保健所）（宇部市常盤町 2 丁目 3 番 28 号）
- ・ 宇部市役所 2 階 環境政策課（宇部市常盤町 1 丁目 7 番 1 号）
- ・ 山陽小野田市役所 2 階 環境課（山陽小野田市日の出 1 丁目 1 番 1 号）
- ・ 宇部興産ビル（事務所所在地）1 階（宇部市相生町 8 番 1 号）

(2) 縦覧期間

平成 27 年 11 月 11 日（水）～12 月 10 日（木）

※事務所所在地については、平成 27 年 12 月 24 日（木）までご覧になれます。

山口県宇部健康福祉センター、市役所については、土曜日、日曜日、国民の祝日の閉庁日を除きます。事務所所在地については、土曜日、日曜日、国民の祝日もご覧になれます。

(3) 縦覧時間

午前 9 時～午後 5 時

2. 方法書の説明会

(1) 日時

平成 27 年 11 月 25 日（水） 午後 6 時 45 分～午後 8 時 45 分

(2) 場所

宇部市シルバーふれあいセンター ふれあいホール
(宇部市琴芝町 2 丁目 4 番 25 号)

3. 意見の提出

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、事業者宛に書面にて意見書をお

寄せてください。

(1) 意見書の記載事項

- ・ 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・ 意見書の提出の対象である方法書の名称
- ・ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください）

(2) 意見書の提出期限

平成 27 年 12 月 24 日（木）（当日消印有効）

(3) 意見書の提出先

〒755-0043

山口県宇部市相生町 8 番 1 号

山口宇部パワー株式会社

T E L : 0836-36-8933

方法書及びこれを要約した書類（以下、「要約書」）を環境影響評価法第 7 条の規定に基づき公表します。方法書及び要約書は平成 27 年 12 月 24 日（木）まで閲覧が可能です。

なお、印刷及びダウンロードは出来ません。